

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、高速道路の補修工事等において、鳶・土工等の業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日朝、自宅から工事現場に向かう途中、C駅構内において意識を失い倒れたとして、D病院に救急搬送され、「急性前壁心筋梗塞、心室細動」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病名及びその発症時期については、E医師及びF医師作成の意見書)を踏まえ、当審査会としても、請求人に発症した疾病名は「急性心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)であり、その発症時期は、平成〇年〇月〇日であると判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む心臓疾患の業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いは妥当なものと考える。

(3) そこで、上記認定基準に照らして、以下のとおり検討する。

ア 異常な出来事

本件疾病の発症直前から前日において、請求人は、印象に残るような出来事はない旨述べており、当審査会としても、異常な出来事への遭遇はなかったものと判断する。

イ 短期間の過重業務

請求人の本件疾病発症前1週間の勤務状況をみると、夜勤が2回あり、1日の拘束時間が21時間、実働時間16時間である日が1日認められるものの、1週間の総労働時間は40時間であり、時間外労働は認められず、休日も3日間確保されていることから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、特に過重な業務に就労したとは認められないものと判断する。

ウ 長期間の過重業務

請求人の本件疾病発症前6か月間の勤務状況を見ると、時間外労働時間は、発症前1か月間で8時間、発症前2か月間ないし発症前6か月間にわたって

1か月当たり最大でも22時間20分であり、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、特に過重な業務に就労したものと認められない。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間のG国への出張による負荷を主張しているが、この間の請求人の勤務についてみると、作業に従事していた16日間の全てが昼間の勤務であり、また、その間の時間外労働時間は20時間であり、さらに、毎週休日が確保されていることも確認できるところであり、気候及び食生活等生活環境が異なる海外での就労で、一定の負荷が生じていたことは推認されるも、認定基準の「著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務」であったとは認め難い。

(4) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病については、当審査会としても業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。